

鈴鹿市子ども条例（仮称）骨子案に係る意見公募手続の結果一覧

- 募集期間 令和6年8月20日（火）から令和6年9月20日（金）まで
 ■提出者 16人、2団体 ※一般的な意見として取り扱うもの（パブリックコメントの意見として取り扱わないもの）は含まない。
 ■意見数 161件 ※一般的な意見として取り扱うもの（パブリックコメントの意見として取り扱わないもの）は含まない。

No.	ページ	項目名	意見等	市の考え方
1	1	条例の名称	この条例の目的は、鈴鹿市に住んでいる子どもの大切な権利を明らかにするとされています。そうであるならば、他市で制定された条例のように鈴鹿市でも条例の名称は「鈴鹿市子どもの権利条例」として制定していただくようお願いします。	御意見を参考に、表記については、今後条例案を作成する段階で検討します。
2	1	条例の名称	「条例の目的」に、「子どもの大切な権利や、市や保護者等の役割を明らかにすること」とありますが、他市のように「鈴鹿市子どもの権利条例」としてはどうでしょうか？	御意見を参考に、表記については、今後条例案を作成する段階で検討します。
3	1	条例の名称	子どもの権利を保障するための条例なので、名称は「鈴鹿市子どもの権利条例」にしてください。	御意見を参考に、表記については、今後条例案を作成する段階で検討します。
4	1	条例の名称	条例の名称について 条例制定において、子どもが権利の主体であること、市として子どもの権利を保障していく姿勢を明確にするには、名称に「こどもの権利条例」と権利を入れるべきだと考えます。	御意見を参考に、表記については、今後条例案を作成する段階で検討します。
5	1	条例の名称	子どもたちの権利（人権）が市民に認識されておらず、子どもの条例に子どもの義務を明記するといった誤解がある。このことから、（子どもの権利条約は、子どもの権利を保障するもので、義務と引き換えに与えるものではありません。子どもは権利の保有者であり、義務の担い手は国です。）鈴鹿市子どもの権利条例と、「権利」を入れることを希望します。	御意見を参考に、表記については、今後条例案を作成する段階で検討します。
6	1	条例の名称	表題に「権利」をつけてください。	御意見を参考に、表記については、今後条例案を作成する段階で検討します。
7	1	条例の名称	（仮称）は鈴鹿市子どもの権利条例に変えて下さい。	御意見を参考に、表記については、今後条例案を作成する段階で検討します。
8	1	1 条例の 目的	「子どもの権利が尊重され」とありますが、「子どもの権利が保障され」の方が子どもの権利保障に重点を置いて、まちづくりを進めることを表明する条例だと考えますので、適切だと思います。	子どもの権利保障に関しては、条例の目的として規定するのではなく、個別の施策や取組において実践するものであると考えますので、原案をもとに条例案の作成を進めてまいります。

No.	ページ	項目名	意見等	市の考え方
9	1	1 条例の 目的	全ての子どもが、自立した個人として、ひとしく健やかに成長することができ、心身の状況や置かれている環境等にかかわらず、その権利の擁護が図られ、将来に渡って幸福な生活を送ることの出来る社会の実現を目指す。まず最初に子ども基本法でも目的とされている内容は、必要である。	条例の目的は、こども基本法の目的や理念を加味した上で検討を行っていることから、原案をもとに条例案の作成を進めてまいります。
10	1	2 定義	「こども」の定義について 骨子案では「18歳未満の者（18歳に達した後も引き続き子どもに関する施策の対象とする必要がある者を含む）」とされているのですが、『こども基本法』第二条では「この法律において『こども』とは、心身の発達の過程にある者をいう。」とされています。当初は、子どもの権利条約や県子ども条例など他の事例を参考にしたためとの説明でした。法律よりもある意味で限定する表記でよいのか、そうであれば、その根拠について理解できる説明が必要と考えます。また、こども基本法に基づく、国の「こども大綱」に「子供・若者育成支援推進大綱」が含まれていることを考えても、鈴鹿市の「こども」の定義は、今後の鈴鹿市における政策や施策の展開に影響があると考えますので、やはり鈴鹿市条例の定義は、こども基本法第二条の「『こども』とは、心身の発達の過程にある者をいう。」に揃えるべきです。	子どもの定義については、児童の権利に関する条約と同じく、原則18歳未満として定義する予定です。 なお、定義の表記については、今後条例案を作成する段階で検討します。
11	1	2 定義	2 定義「保護者 親権を行う者、・・・」と記載されています。行う者と言う表現に違和感がありますが、大丈夫でしょうか。	他の法令でも見られることから問題ないと思いますが、表現については、今後条例案を作成する段階で検討いたします。
12	1	2 定義	「保護者 親権を行う者、…」と記載されていますが、もう少し理解しやすい表現にしてはどうでしょうか？	分かりやすい表現については、今後条例案を作成する段階で検討いたします。
13	1	2 定義	子ども基本法では、養育者となっているが、この条例素案では、保護者としている理由は。養育者のが適切だと考える。	こども基本法第11条及び第17条に「こどもを養育する者」との表現がありますが、本条例においては、それぞれの役割を明記するに当たり「保護者」として定義し、子どもの定義と同じく、子ども・子育て支援法第6条第2項の保護者の定義と同じとしています。これには、親権を行う父母や養親だけでなく、死亡等により親権者がいない場合の未成年後見人のほか、子どもを実際に監護している里親や児童養護施設の長などが含まれます。「監護」とは、監督し、保護することを意味し、ここでは、未成年の子どもと生活を共にし、身の回りの世話をしたり、しつけや養育することを意味します。これらのことから、定義については原案をもとに条例案の作成を進めてまいります。

No.	ページ	項目名	意見等	市の考え方
14	1	2 定義	「2 定義」欄に、“地域住民”が記載されていますが、一般的には“市民”だと思います。変更されるように希望します。	住民票がある市民だけでなく、市外から鈴鹿市内の職場へ通勤している方、学校へ通学している方も大勢います。鈴鹿市において活動している事業者やコミュニティに属している方々や集団も、社会において様々な役割を担っています。そのため、単に鈴鹿市に住民票がある方や居住されているだけでなく、実際に鈴鹿市を活動の現場とされている方もこの条例の対象とみなし、定義しています。 なお、定義の表記については、今後条例案を作成する段階で検討します。
15	1	2 定義	2 定義・地域住民 市内に居住するすべての人及び市内に通勤、通学する人 のほうがわかりやすいと思いました。	分かりやすい表現については、今後条例案を作成する段階で検討いたします。
16	1	2 定義	2 定義について ・鈴鹿市まちづくり基本条例との整合性。市民（地域住民ではない）。事業者も市民に含む。市民ではなく、地域住民としているのはなぜですか？（*定義の見直しが必要）	住民票がある市民だけでなく、市外から鈴鹿市内の職場へ通勤している方、学校へ通学している方も大勢います。鈴鹿市において活動している事業者やコミュニティに属している方々や集団も、社会において様々な役割を担っています。そのため、単に鈴鹿市に住民票がある方や居住されているだけでなく、実際に鈴鹿市を活動の現場とされている方もこの条例の対象とみなし、定義しています。 なお、定義の表記については、今後条例案を作成する段階で検討します。
17	1	2 定義	2 定義について、 ・鈴鹿市まちづくり基本条例とこども基本法との整合性について。市民ではなく、地域住民としているのはなぜですか？（「子ども」あるいは「こども」：こども基本法との整合性）	住民票がある市民だけでなく、市外から鈴鹿市内の職場へ通勤している方、学校へ通学している方も大勢います。鈴鹿市において活動している事業者やコミュニティに属している方々や集団も、社会において様々な役割を担っています。そのため、単に鈴鹿市に住民票がある方や居住されているだけでなく、実際に鈴鹿市を活動の現場とされている方もこの条例の対象とみなし、定義しています。 なお、定義の表記については、今後条例案を作成する段階で検討します。
18	1	2 定義	「地域住民」としているのはなぜですか？	住民票がある市民だけでなく、市外から鈴鹿市内の職場へ通勤している方、学校へ通学している方も大勢います。鈴鹿市において活動している事業者やコミュニティに属している方々や集団も、社会において様々な役割を担っています。そのため、単に鈴鹿市に住民票がある方や居住されているだけでなく、実際に鈴鹿市を活動の現場とされている方もこの条例の対象とみなし、定義しています。 なお、定義の表記については、今後条例案を作成する段階で検討します。

No.	ページ	項目名	意見等	市の考え方
19	1	2 定義	2 定義「育ち学ぶ施設」の記載内容は、建物（ハード）になっています。この条例は、施設の運営に関わる人、施設で働く人も対象にするのが重要であると思います。施設に限定するのではなく、施設関係者に変更するか、そうでなければ施設関係者を追加すべきと思いますがいかがでしょうか。	今後条例案を作成する段階で「5（4）育ち学ぶ施設の役割」に施設の役割だけでなく、施設関係者の役割が分かるような表現を検討し、「2 定義」は原案をもとに条例案の作成を進めてまいります。
20	1	2 定義	定義「育ち学ぶ施設」の記載内容が建物になっていますが、重要なのは、施設の運営に関わる人、施設で働く人だと感じますが、施設に限定せず、施設関係者の追加も必要に思います。	今後条例案を作成する段階で「5（4）育ち学ぶ施設の役割」に施設の役割だけでなく、施設関係者の役割が分かるような表現を検討し、「2 定義」は原案をもとに条例案の作成を進めてまいります。
21	1	2 定義	2 定義、育ち学ぶ施設に「特別支援学校」を明記してください。	施設の例示については、今後条例案を作成する段階で検討します。
22	1	2 定義	2 定義 育ち学ぶ施設 これ以外にも図書館や公民館、地域の集会所等も入れるべきだ。	施設の例示については、今後条例案を作成する段階で検討します。
23	1	2 定義	定義欄の“事業者”について、説明文として「市内において事業活動を行う個人及び法人その他の団体」と記載されていますが、具体的に“その他の団体”にはどのような団体が当たるのかイメージできません。具体的にどのような団体が当たるのか教えてください。	市内で事業活動を行う個人または法人のほか、法人格を有していない任意団体や、営利を目的としないNPO法人なども想定しています。
24	1	2 定義	“市”の定義はどうなっているのでしょうか。 大人等の役割の部分で「市の役割」と出てくるのですが、ここで示されている“市”とは、単純に“行政”を指すのでしょうか、それとも“地方公共団体”を指すのでしょうか。後者であれば“議会”も入ることになりますので、“市”の定義を記述すべきです。	地方自治法で定義されているものと同義になりますので、本条例での定義は不要と考えています。
25	1	2 定義	この骨子案には、「1 条例の目的」欄で“市”という言葉が出てきますが、定義欄に“市”の定義が入っていません。定義付けする必要があると思います。	地方自治法で定義されているものと同義になりますので、本条例での定義は不要と考えています。
26	1	3 基本 理念	3 基本理念で、基づく理念に「児童の権利に関する条約」が含まれるのは、明らかにおかしい。決して含めてはならない。条約は国家間での取り決めであり、国はこれに基づき、憲法に反しない範囲で法律、政令、省令に反映させる。自治体の条例の理念として基づくべきは、憲法およびこども基本法等とすべきで、独立国家でありながら条例が条約に直接的にしばられるような定義をすべきでない。	児童の権利に関する条約の基本的な考え方は、こども基本法にも取り入れられており、本条例が基づく理念として、当該条約を記載することは問題ないと考えますが、条文の表記については、今後条例案を作成する段階で検討します。

No.	ページ	項目名	意見等	市の考え方
27	1	3 基本 理念	3基本理念の最後で、「市や保護者等は・・・」から「・・・地域社会全体で」とつながっているが、地域社会全体と言いながら、自治会等の「保護者ではない一般市民で、子育て市域貢献に協力する者」が含まれていないのは不自然。「市や保護者、地域住民等は、・・・」としてはどうか。	「保護者等」は、保護者のほか、地域住民、育ち学ぶ施設、事業者も含めて整理していますので、原案をもとに条例案の作成を進めてまいります。
28	1	3 基本 理念	「3 基本理念」について「子どもが主体的に社会に参加することのできる環境を整備すること。」に関して、「参加」を「参加・参画」とする方が良いと考えます。	児童の権利に関する条約における子どもの権利の基本的な考え方の一つである「意味のある参加」には、「参画」の意味も包摂しているものと考えますので、条文においては原案をもとに条例案の作成を進めてまいります。
29	1	3 基本 理念	3 「子どもの権利条約」を基に制定される条約です。「子どもの権利条約」を入れて下さい。	「児童の権利に関する条約」として記載していますが、条文の表記については、今後条例案を作成する段階で検討します。
30	1	3 基本 理念	3 基本理念 ここには子どもの権利条約でも、規定されている4つの原則を明記すべきだ。 ・全ての子どもの命が守られ、成長が保障されること ・子どもの最善の利益 ・子どもの意見の尊重 ・差別の禁止	児童の権利に関する条約の4つの原則について考慮した上で検討を行っていますが、条文の表記については、今後条例案を作成する段階で検討します。
31	1	4 子 ど も の 大 切 な 権 利	「4 子どもの大切な権利」の1～2行目にいろいろな権利が記載されていますが、「差別されない権利」が抜けていると思います。「差別されない権利」を追加していただくようお願いします。	児童の権利に関する条約が定めている子どもの権利を一例として記載しておりますが、条文の表記については、今後条例案を作成する段階で検討します。
32	1	4 子 ど も の 大 切 な 権 利	「4 子どもの大切な権利」欄の記述で、一連の文章の中で、子どもの大切な権利として6つの権利が記述されていますが、条例化された時には個々に分かりやすく箇条書きで記載していただくようお願いします。	児童の権利に関する条約が定めている子どもの権利を一例として記載しておりますが、条文の表記については、今後条例案を作成する段階で検討します。
33	1	4 子 ど も の 大 切 な 権 利	上記6つの権利以外に子どもの大切な権利として、“自分の意見が言える権利”と“適切な医療を受ける権利”が抜けていると思います。追加するようお願いします。	児童の権利に関する条約が定めている子どもの権利を一例として記載しておりますが、条文の表記については、今後条例案を作成する段階で検討します。

No.	ページ	項目名	意見等	市の考え方
34	1	4 子どもの大切な権利	4 子どもの大切な権利について、「暴力から守られる権利」とともに「虐待から守られる権利」とも明記すべき。「暴力や虐待から守られる権利」とまとめてもよい。	児童の権利に関する条約が定めている子どもの権利を一例として記載しておりますが、条文の表記については、今後条例案を作成する段階で検討します。
35	1	4 子どもの大切な権利	4 子どもの大切な権利について最も重要な意見表明権の明記がないのはなぜですか？	児童の権利に関する条約が定めている子どもの権利を一例として記載しておりますが、条文の表記については、今後条例案を作成する段階で検討します。
36	1	4 子どもの大切な権利	4 子どもの大切な権利の部分意見表明の権利が抜けている。(これは必須)	児童の権利に関する条約が定めている子どもの権利を一例として記載しておりますが、条文の表記については、今後条例案を作成する段階で検討します。
37	1	4 子どもの大切な権利	4 子どもの大切な権利の部分権利が擁護されることも入れる必要あり。	児童の権利に関する条約が定めている子どもの権利を一例として記載しておりますが、条文の表記については、今後条例案を作成する段階で検討します。
38	1	4 子どもの大切な権利	4 子どもの大切な権利の部分、あまりに簡単すぎて驚いた。ここが最も重要な部分である。市民に子どもの権利とはどんなものがあるのか、また子ども自身にも伝える部分である。子どもの権利条約を参考にして我が市で大切なものを選んでください。	児童の権利に関する条約が定めている子どもの権利を一例として記載しておりますが、条文の表記については、今後条例案を作成する段階で検討します。
39	1	4 子どもの大切な権利	子どもの大切な権利 大切な権利（児童の権利に関する条約に示す4つの権利）を箇条に示してより理解しやすくしてはとの意見です。	児童の権利に関する条約が定めている子どもの権利を一例として記載しておりますが、条文の表記については、今後条例案を作成する段階で検討します。
40	1	4 子どもの大切な権利	4 子どもの大切な4つの権利について各々具体的に明記して下さい。	児童の権利に関する条約が定めている子どもの権利を一例として記載しておりますが、条文の表記については、今後条例案を作成する段階で検討します。
41	1	4 子どもの大切な権利	4 子どもの権利 それぞれの権利の内容も、分かりやすく書き込むべきだ。	児童の権利に関する条約が定めている子どもの権利を一例として記載しておりますが、条文の表記については、今後条例案を作成する段階で検討します。

No.	ページ	項目名	意見等	市の考え方
42	1	4 子どもの大切な権利	子どもの大切な権利 「～子どもにとって大切な権利の保障を求めることができること。」とありますが子どもの権利は一人一人に備わっているものであり、子どもが「保障を求めることができる」でなく、「保障をされる」とすべきとの意見です。	御意見を考慮し、条文の表記については、今後条例案を作成する段階で検討します。
43	1	4 子どもの大切な権利	4 子どもの権利は保障を求めることができるのではなく、「子どもにとって大切な権利を保障します」と変更を求めます。	御意見を考慮し、条文の表記については、今後条例案を作成する段階で検討します。
44	1	4 子どもの大切な権利	4 子どもの大切な権利 「子どもは、・・・子どもにとって大切な権利の保障を求めることができること」とありますが、権利はもともと子ども一人ひとりに備わっているもので、求めて与えられるものではなく、求めなくても保障されるべきものだと考えます。よって「子どもは、・・・子どもにとって大切な権利が保障されます」が適切だと考えます。	御意見を考慮し、条文の表記については、今後条例案を作成する段階で検討します。
45	1	4 子どもの大切な権利	4 子どもの大切な権利 「子どもは・・・他者の権利を尊重するよう努めること。」 子どもにとっての努力義務を条例にあげなくてもいいと考えます。	自分たちが権利の主体であることを理解すると同時に、他者も権利の主体であるということを理解することは、子どもが社会の一員として意見表明を行い、参加し、主体的な活動を展開する上で必要な視点であるという考えのもと、規定したのですが、御意見を考慮し、条文の表記については、今後条例案を作成する段階で検討します。
46	1	4 子どもの大切な権利	他者の権利を尊重するよう努めることと（義務）「子どもは、自分にとって大切な権利の保障を認めることができることと同様に、他者の権利を尊重するよう努めること」と明記するのはなぜですか？（注：子どもの権利条約は、子どもの権利を保障するもので、義務と引き換えに与えるものではありません。子どもは権利の保有者であり、義務の担い手は国です。）	自分たちが権利の主体であることを理解すると同時に、他者も権利の主体であるということを理解することは、子どもが社会の一員として意見表明を行い、参加し、主体的な活動を展開する上で必要な視点であるという考えのもと、規定したのですが、御意見を考慮し、条文の表記については、今後条例案を作成する段階で検討します。
47	1	4 子どもの大切な権利	4 子どもの大切な権利の部分、 ここに「他者の権利を尊重するよう努める」とあるが子どもに義務を押しつけているがこれはおかしい。	自分たちが権利の主体であることを理解すると同時に、他者も権利の主体であるということを理解することは、子どもが社会の一員として意見表明を行い、参加し、主体的な活動を展開する上で必要な視点であるという考えのもと、規定したのですが、御意見を考慮し、条文の表記については、今後条例案を作成する段階で検討します。

No.	ページ	項目名	意見等	市の考え方
48	1	4 子どもの大切な権利	子どもの大切な権利 後半部分（子どもは、～他者の権利を尊重するよう努めること。） はこの条項内で上記意見からふさわしくない、不必要との意見です。	自分たちが権利の主体であることを理解すると同時に、他者も権利の主体であるということを理解することは、子どもが社会の一員として意見表明を行い、参加し、主体的な活動を展開する上で必要な視点であるという考えのもと、規定したのですが、御意見を考慮し、条文の表記については、今後条例案を作成する段階で検討します。
49	1	4 子どもの大切な権利	4 子どもの大切な権利 のところでは権利を述べるべきところに「他者の権利を尊重するよう努めること。」と記述があり、子どもの義務を述べているように感じるが変ではないか？	自分たちが権利の主体であることを理解すると同時に、他者も権利の主体であるということを理解することは、子どもが社会の一員として意見表明を行い、参加し、主体的な活動を展開する上で必要な視点であるという考えのもと、規定したのですが、御意見を考慮し、条文の表記については、今後条例案を作成する段階で検討します。
50	1	4 子どもの大切な権利	4 子どもの大切な権利について 最も鈴鹿市の子どもたちのために、どのような権利を大切にしてい くのでしょうか？子どもたちのニーズ調査はしていますか？	骨子案の作成に当たり子どもたちへのアンケート調査を実施しており、子どもの置かれた状況によって、大切にされるべき権利はそれぞれであると認識しています。また、児童の権利に関する条約には様々な権利が規定されており、そのいずれもが重要な視点であると認識しています。本市では、子どもの権利が尊重され、子どもが健やかに成長できるまちづくりを推進していく上で、子どもによる意見表明や参加の促進が非常に重要であると考えていることから、「6 施策・取組」においてもこれを明記しています。
51	2	5 大人等の役割	「5 大人等の役割」という項目で、「大人等」という文字が記載されています。大人には、介護施設に入っておられる高齢者も見えますがそのような人はこの条例では対象外になると思いますので、大人等を記載するのであれば、定義にも「大人」について記載する必要があると思います。	御意見を考慮し、項目名の表記については、今後条例案を作成する段階で検討します。
52	2	5 大人等の役割	5 大人等の役割(1)市の役割について、箇条書きの最後2つにある「保護者等」には誰が含まれるのか？(3)～(5)の人たちも含めるべきだが、「保護者等」に含まれるという意図であれば、P1の2定義の中で「保護者等」に誰が含まれるのかの定義をしておく必要がある。	「保護者等」は、保護者のほか、地域住民、育ち学ぶ施設、事業者も含めて整理していますので、原案をもとに条例案の作成を進めてまいります。
53	2	5 (1) 市の役割	「(1) 市の役割」として、原案だけでなく、次の事項を追加することが必要と思います。追加していただくようお願いします。 ・市は、子どもが育ち学ぶために必要な施設を整備し、適切に維持・管理すること。 ・市は、子どもが育ち学ぶための施設で働く人を適切に提供するこ	具体的な取組に関しましては、個別の計画や施策・取組における検討課題だと考えますので、原案をもとに条例案の作成を進めてまいります。

No.	ページ	項目名	意見等	市の考え方
54	2	5 (1) 市の 役割	5 大人等の役割(1)市の役割について、子どもの権利を侵害する行為等を監視・是正する活動も必要ではないか。例えば学校では、先生が子どもらにマスク着用を強要するような虐待行為が平然と行われてきた。児童相談所においては、保護者への同意を確認することなく子どもへのワクチンを強要するという虐待行為も横行している。このような悪事から子どもたちを守ることも、市にとって重要な仕事の1つである。	子どもの権利を守るため、子どもが権利の主体であることを認識し、子どもが社会の一員として意見表明や参加する機会をつくり、何よりも子どもの意見を尊重することが必要だと考えます。子ども施策の推進により子どもの権利を守るための取組を行ってまいりますので、原案をもとに条例案の作成を進めてまいります。
55	2	5 (1) 市の 役割	「(1)市の役割」として記載されている中で、“この条例の意図するところを市民及び育ち学ぶ施設関係者に普及啓発する”ことが抜けていると思います。このことを追加していただくようお願いいたします。	「7(2)広報及び啓発」において、子ども、保護者、地域住民、育ち学ぶ施設、事業者など、広く市民に広報・啓発活動を行い、この条例の理解を深めるための取組を継続して行うことを示していますので、原案をもとに条例案の作成を進めてまいります。
56	2	5 (1) 市の 役割	5 大人等の役割 (1) 市の役割 に次の項目の追加を望みます。 「子どもの権利について子ども自身が知り、及び学ぶ機会 また市民が学ぶ機会を提供するように努めること」 子ども自身が自分の権利を知ることが、主体的な活動や社会参加に繋がったり、権利侵害に気付き周囲の人に相談できたり、自分や他者を価値ある存在として尊重できるなど子どもの健やかな育ちにつながると考えます。また子どもの周囲の大人が子どもの権利について学び、理解することが、子どもが権利の主体であることを社会全体で共有することになり、子どもの育ちを支えることになると考えます。	「7(2)広報及び啓発」において、子ども、保護者、地域住民、育ち学ぶ施設、事業者など、広く市民に広報・啓発活動を行い、この条例の理解を深めるための取組を継続して行うことを示していますので、原案をもとに条例案の作成を進めてまいります。
57	2	5 (1) 市の 役割	5 大人等の役割 (1) 市の役割 市が率先し普及啓発するということがまず第一に書かれていることが重要。	「7(2)広報及び啓発」において、子ども、保護者、地域住民、育ち学ぶ施設、事業者など、広く市民に広報・啓発活動を行い、本条例の理解を深めるための取組を継続して行うことを示していますので、原案をもとに条例案の作成を進めてまいります。
58	2	5 (1) 市の 役割	5 (1) 子どもの権利について子ども自身が知り、学ぶ機会又は市民が学ぶ機会を提供するようにする、と追加して欲しい。	「7(2)広報及び啓発」において、子ども、保護者、地域住民、育ち学ぶ施設、事業者など、広く市民に広報・啓発活動を行い、子どもの権利を含め、本条例の理解を深めるための取組を継続して行うことを示していますので、原案をもとに条例案の作成を進めてまいります。

No.	ページ	項目名	意見等	市の考え方
59	2	5 (1) 市の 役割	5-(1)市の役割 追加してほしい文言 「常に育ち学ぶ施設の現状把握し支援と協力を努めること」	「保護者等がその役割を果たすことができるよう必要な支援を行うこと」の「保護者等」については、育ち学ぶ施設も含み、協働や連携、支援について記載しておりますので、原案をもとに条例案の作成を進めてまいります。
60	2	5 (1) 市の 役割	5大人等の役割について 市の役割は、子どもの権利を保障することではないでしょうか？（*計画を推進することは、行政計画での役割であり、条例における役割ではないと考えます。） *参考：武蔵野市子どもの権利条例 （市の役割）第6条 市は、子どもの権利を保障するため、子どもに関する施策を総合的に実施するとともに、市民、保護者および育ち学ぶ施設の関係者と連携し、子どもにやさしいまちづくりを推進します。	本市が制定を進めている条例は、子どもの権利保障だけでなく、子育て支援も含め、子どもたちの健やかな育ちを支援することを目的として、これまで検討を重ねてきています。子ども施策の推進により子どもの権利を保障することを市の役割としていますので、原案をもとに条例案の作成を進めてまいります。
61	2	5 (1) 市の 役割	5大人等の役割について 市の役割は、子どもの権利を保障することではないでしょうか？（*計画を推進することは、行政計画での役割であり、条例における役割ではないと考えます。） *参考：桑名市こどもの権利条例 （市の役割）第5条 市は、こどもの権利の重要性を認識し、こどもに関する施策を総合的に実施すると共に、こども、保護者、市民及び育ち学ぶ施設と連携・協働し、こどもの権利を保障するためのまちづくりを推進します。	本市が制定を進めている条例は、子どもの権利保障だけでなく、子育て支援も含め、子どもたちの健やかな育ちを支援することを目的として、これまで検討を重ねてきています。子ども施策の推進により子どもの権利を保障することを市の役割としていますので、原案をもとに条例案の作成を進めてまいります。
62	2	5 (1) 市の 役割	市の役割には「努める」という言葉がなく、市民とこどもにだけ努めるよう求める事に違和感があります。	「努めるものとする」や「するものとする」といった言葉の使い分けについては、市として確実に責任をもって行うものについては「するものとする」と表現をしています。
63	2	5 (1) 市の 役割	「5 大人等の役割」について 「(1)市の役割」について、「こども条例」であるにも関わらず、「こども」に対する役割が記載されていませんので、以下の記載を意見します。 「6 施策・取組」に記述はありますが、こども基本法第11条を参考に「・市は、政策や施策の策定、及び実施と評価にあたっては、こども等の意見を聴き、反映するための取組を行わなければならない。」と、子どもの参加と参画機会の創出を義務付けるべきです。	子どもの意見の政策反映に関しては、既にこども基本法に義務として規定されておりますので、原案をもとに条例案の作成を進めてまいります。

No.	ページ	項目名	意見等	市の考え方
64	2	5 (1) 市の 役割	これからの子ども達に財源を残すために、「市は、子ども達に鈴鹿を引き継ぐために、財政に対する説明を行わなければならない。」と記載してはどうでしょうか。	具体的な取組に関しましては、個別の計画や施策・取組における検討課題だと考えますので、原案をもとに条例案の作成を進めてまいります。
65	2	5 (1) 市の 役割	5 (1) 子どもに関する施策を総合的かつ計画的に推進すること。 →推進し、実施状況を元に改善していくようにする。	御意見を参考に、具体的な表記については、今後条例案を作成する段階で検討します。
66	2	5 (2) 保護者 の役割	「(2) 保護者の役割」について 地域住民の役割のところから考えると、「・周囲に必要な協力を求めながら、・・・」の部分、「地域社会や学校などに関わりを持ち、周囲に必要な協力を求めながら、・・・」としてはどうかと考えます。	それぞれの役割における相互連携に関しては、市の役割に明記していることから、原案をもとに条例案の作成を進めてまいります。
67	2	5 (3) 地域 住民 の役割	5 大人等の役割 地域住民の役割→市民の役割とするのが他の条例などとも一致するのでは？	定義の表記については、今後条例案を作成する段階で検討します。
68	2	5 (3) 地域 住民 の役割	項目として「(3) 地域住民の役割」が記載されています。上記にも記載したように、“地域住民”ではなく“市民”の方が良いと思います。	定義の表記については、今後条例案を作成する段階で検討します。
69	2	5 (3) 地域 住民 の役割	地域住民の役割として、実の親との交流が実現できているかを見守る意識も必要ではないかと追記すべきと思います。	見守りの具体的な内容について規定するものではないため、原案をもとに条例案の作成を進めてまいります。
70	2	5 (3) 地域 住民 の役割	「(3) 地域住民の役割」の2項目目に“地域が子どもの豊かな・・・交流等の機会の提供に努めること”と記載されていますが、地域に住んでいるものとして、まちづくり協議会、自治会等にどのようなことを期待されているのかイメージできません。主語を明確にして具体的な役割を記載するようにお願いします。	まちづくり協議会や自治会等における具体的な役割につきましては、条例で示すのではなく、個別の施策や取組において検討し、実践していただくこととなりますので、原案をもとに条例案の作成を進めてまいります。

No.	ページ	項目名	意見等	市の考え方
71	2	5 (3) 地域 住民 の役割	「(3) 地域住民の役割」について 「社会全体で子育てをするという意識を持ち、・・・」とありますが、こどもが主体と考えると「社会全体でこどもの育ちを支えるという意識を持ち、・・・」のほうが良いように思います。	御意見を参考に、具体的な表記については、今後条例案を作成する段階で検討します。
72	2	5 (3) 地域 住民 の役割	(3) 地域住民の役割として、「社会全体で子育てをするという意識を持ち」とは、市民全員にこの意識を持ってということを図っているのか？憲法19条思想良心の自由を侵すことにつながりかねない表現になっているため、改めるべき。「社会全体で子育てができるように、交流や・・・」のように変更してはどうか。	御意見を参考に、具体的な表記については、今後条例案を作成する段階で検討します。
73	2	5 (4) 育ち学 ぶ施設 の役割	項目名として「(4) 育ち学ぶ施設の役割」と記載されていますが、これだと役割の相手は施設(建物、ハード)になると思います。しかしながら、役割として記載されている内容は、施設で働く人の役割になっていると思いますので、項目名は「(4) 育ち学ぶ施設関係者の役割」と人に限定した方が良いと思います。	施設の役割だけでなく、施設関係者の役割が分かるように、表記について検討いたします。
74	2	5 (4) 育ち学 ぶ施設 の役割	5(4) 育ち学ぶ施設の役割を、実現するには行政の介入が必要です。 子どもの安全確保には人手が必要です。保育士、教師は社会生活に必要不可欠な職業で命を預かる責任重大な仕事ですが、激務なのに低賃金の為、成り手が減少しており、私立保育園は運営資金が逼迫しております 市が現場の現状を常に把握し、現場の人間に直接支援を行い、育ち学ぶ施設への支援協力をするようにしてください。 現場の先生達は劣悪な環境で本当に頑張っております。	「5(1) 市の役割」では、育ち学ぶ施設との協働や連携、また支援についても規定しています。
75	2	5 (4) 育ち学 ぶ施設 の役割	「(4) 育ち学ぶ施設の役割」について 学校施設の利活用が進みにくい現状を考えると、「施設における子どもの安全を確保し、子どもが安心して過ごすことができる場となるよう、必要な支援を行うこと。」の一文は、「施設における子どもの安全を確保し、子どもが安心して過ごすことができる場となるよう、関係諸機関や団体などと協働して、必要な支援を行うこと。」としてはどうでしょうか。	御意見を参考に、具体的な表記については、今後条例案を作成する段階で検討します。

No.	ページ	項目名	意見等	市の考え方
76	2	5 (5) 事業者 の役割	5 大人等の役割 現在鈴鹿市では、子ども食堂や貧困対策、子ども見守り事業、フリースクール等の不登校対策や子どもの居場所づくりに多くのNPOや民間支援団体の皆さんが頑張っていると思います。 このような皆さんの役割も、ここに入れるべきだ。 行政とどう連携するのも含め位置づけるべきだ。	「2 定義」における事業者として整理しており、また、連携の具体的な内容については、個別の施策や取組において検討すべき事項であると考えますので、原案をもとに条例案の作成を進めてまいります。
77	3	6 施策・ 取組	「6 施策・取組」として6項目が記載されていますが、“教育を受ける権利”についての施策・取組が見当たりません。追加していただくようお願いいたします。	「6 施策・取組」は、子どもの権利が尊重され、子どもが健やかに成長できるまちを具体化していくために必要な施策等に関する事項について規定しており、個別の権利に係る施策・取組を規定するものではありませんので、原案をもとに条例案の作成を進めてまいります。
78	3	6 施策・ 取組	全体的に「努めること」という努力義務的表現にとどめている所が多い。これでは、実効性に疑問が残る。このページは市としての施策・取組・計画・推進であるので、原則としてすべて「行うこと」「対応すること」などと、明確に義務として定義すべき。	「努めるものとする」や「するものとする」といった言葉の使い分けについては、市として確実に責任をもって行うものについては「するものとする」と表現をしています。条文の表記については、今後条例案を作成する段階で検討します。
79	3	6 施策・ 取組	育ち学ぶ施設・市民活動団体への支援の明記がないのはなぜですか？ *参考：武蔵野市子どもの権利条例 (育ち学ぶ施設への支援)第11条 市は、育ち学ぶ施設における子どもの権利を保障するための取組に対し、必要な支援を行います。 (市民活動への支援)第12条 市は、市民による子どもの権利を保障するための活動に対し、必要な支援に努めます。	「5(1)市の役割」において、保護者や地域住民、育ち学ぶ施設、事業者との協働や連携、また、支援について規定し、相互連携のために調整を行うことも市の役割としていますので、原案をもとに条例案の作成を進めてまいります。
80	3	6 施策・ 取組	育ち学ぶ施設・市民活動団体への支援がないのはなぜですか？ *参考：桑名市こどもの権利条例 第4章 こどもを支える人々への支援 (保護者への支援) 第9条 (育ち学ぶ施設への支援) 第10条 (市民活動への支援) 第11条 (市民活動への支援) 第12条	「5(1)市の役割」において、保護者や地域住民、育ち学ぶ施設、事業者との協働や連携、また、支援について規定し、相互連携のために調整を行うことも市の役割としていますので、原案をもとに条例案の作成を進めてまいります。
81	3	6 施策・ 取組	子どもの権利が侵害された場合の救済は、非常に重要なので、「子どもの権利擁護委員会の設置」を明記してください。	子どもの権利侵害に対する救済や支援の取組に関しては、個別の検討課題と考えますので、原案をもとに条例案の作成を進めてまいります。

No.	ページ	項目名	意見等	市の考え方
82	3	6 施策・ 取組	6 施策・取組 (1)～(6)までであるが(2)の子育て家庭への支援の項目が他と整合が取れていない。また(5)(6)についても、子どもとつけることで目的をはっきりさせる必要がある。(6)との関連でいえば救済をどうするのが明らかにされていない。救済機関について言及すべき。	「6 施策・取組」では、子どもの権利が尊重され、子どもが健やかに成長できるまちを具体化していくために必要な施策等に関する事項について規定しています。 なお、子どもの権利侵害に対する救済や支援の取組に関しては、個別の検討課題と考えますので、原案をもとに条例案の作成を進めてまいります。
83	3	6 (1) 子ども の意見 表明及 び参加 の促進	6 施策・取組 (1) 子どもの意見表明および参加の促進 「子どもが社会の一員として意見表明や参加する機会の設置に努めること」とありますが、大人がききたい時に聞きたいことを聞くのではなく、「子どもに関係のあることを決めるときには、子どもの意見を聞き、その意見を尊重し、子どもの最善の利益が尊重されるよう努めます」（もちろん子どもの言う通りにすることではありません。）のような具体的な表現を付け加えることを望みます。	御意見を参考に、具体的な表記については、今後条例案を作成する段階で検討します。
84	3	6 (1) 子ども の意見 表明及 び参加 の促進	「6 (1) 子どもの意見表明及び参加の促進」について「子どもが社会の一員として意見表明や決定、参加・参画する機会の設置に取り組む。」が良いと思います。	御意見を参考に、具体的な表記については、今後条例案を作成する段階で検討します。
85	3	6 (1) 子ども の意見 表明及 び参加 の促進	6 (1) ～意見表明や参加する機会の設置に努めること →努力義務ではなく具体的に設置すると変えてほしい。	御意見を参考に、具体的な表記については、今後条例案を作成する段階で検討します。

No.	ページ	項目名	意見等	市の考え方
86	3	6 (1) 子どもの意見表明及び参加の促進	6 施策・取組(1) 子どもの意見表明及び参加の促進 この項目は、今回の子ども基本法の重要なポイントとされています。「子どもの意見の反映(子ども基本法第11条) 国や地方公共団体は、こども施策の策定・実施・評価にあたり、対象となるこども・こどもの養育者・その他関係者の意見を反映させるための措置を講ずる。」 とても重要なことなので、施策・取組の1項目ではなく、条文として入れるべきである。	御意見を参考に、具体的な表記については、今後条例案を作成する段階で検討します。
87	3	6 (1) 子どもの意見表明及び参加の促進	6 施策・取組(1) 子どもの意見表明、参加の促進に具体化のため次のような条文を追加する意見です。『「6施設・取組」に関連することを決めるときは、子どもの意見を聞く機会を作りその意見を尊重し、子どもの最善の利益を考慮する。』	子どもの意見の政策反映に関しては、既に子ども基本法に義務として規定されておりますので、原案をもとに条例案の作成を進めてまいります。
88	3	6 (1) 子どもの意見表明及び参加の促進	加えて子どもアドボカシーについても、明確に採り入れるべきだ。	具体的な取組に関しましては、個別の計画や施策・取組における検討課題だと考えますので、原案をもとに条例案の作成を進めてまいります。
89	3	6 (3) 子どもの状況に応じた支援	6 施策・取り組みについて 重要課題を子どもの状況に応じた支援としているのはなぜですか？ ・差別の禁止⇒いじめ。教育委員会「鈴鹿市いじめ防止基本方針」との連携は必要。 ・虐待・不登校・経済的困難(ヤングケアラー)等、一括りにしている。していくのか？	社会生活を営む上で困難を有する子どもへの支援について規定しており、このほか、ヤングケアラー、障害のある子ども、外国にルーツのある子どもなど、様々な状況にある子どものうち、社会生活を営む上で困難を有する子どもを想定しています。一人ひとりの状況を踏まえ、関係機関が連携して、切れ目のない支援を行う必要があると考えていますが、具体的な支援は個別の施策において取り組むこととし、原案をもとに条例案の作成を進めてまいります。

No.	ページ	項目名	意見等	市の考え方
90	3	6 (3) 子どもの 状況に 応じた 支援	6 施策・取り組みについて 重要課題を子どもの状況に応じた支援としているのはなぜですか？ ・差別の禁止⇒いじめ。教育委員会「鈴鹿市いじめ防止基本方針」との連携は必要。 ・虐待・不登校・経済的困難（ヤングケアラー）等、一括りにしている。	社会生活を営む上で困難を有する子どもへの支援について規定しており、このほか、ヤングケアラー、障害のある子ども、外国にルーツのある子どもなど、様々な状況にある子どものうち、社会生活を営む上で困難を有する子どもを想定しています。一人ひとりの状況を踏まえ、関係機関が連携して、切れ目のない支援を行う必要があると考えていますが、具体的な支援は個別の施策において取り組むこととし、原案をもとに条例案の作成を進めてまいります。
91	3	6 (4) 子どもの 居場所 づくり	「(4) 子どもの居場所づくり」について 「こどもの居場所づくりに関する指針（令和5年12月）に基づき、こども自分らしく遊び、休息し、集い、安心して過ごすことができるこどもの居場所づくりに取り組むこと。」が良いと思います。	御意見を参考に、具体的な表記については、今後条例案を作成する段階で検討します。
92	3	6 (6) 相談 体制の 充実	(6) 相談体制の充実 「子どもからの相談」の窓口は新たに窓口を整備することを考えていますか？ また現在の窓口としては、何を想定していますか？ 子どもからの相談は対応することが先ではなく、子どもが相談しやすい環境を作ること、身近な場所での関係づくりを通して、困ったこと、不安なことを気軽に話せる相談の場づくりを進めることが必要だと考えます。 そういう意味で「相談窓口の周知に努めること」ではなく、「相談窓口の充実」にすべきだと思います。	御意見を参考に、具体的な表記については、今後条例案を作成する段階で検討します。
93	3	6 (6) 相談 体制の 充実	(6) 相談体制の充実 前半で「関連機関と連携し、速やかな対応」は既にそれぞれの機関で努力されておりますがそこをさらに努めるのが「充実」と読めます。この条項は、子どもからの相談に対して連携・速やかな対応のみならず、子どもからの相談を受けやすい環境（ハード、ソフト面とも）を作っていくことを「充実」する内容にしてくださいという意見です。	御意見を参考に、具体的な表記については、今後条例案を作成する段階で検討します。
94	3	6 (6) 相談 体制の 充実	(6) 相談体制の充実 相談窓口は、子どもたちの生活環境（地域、ネット空間等）の中から容易にアクセスすることができるよう周知してくださいという意見です。	御意見につきましては、今後の施策・取組を検討する上での参考とさせていただきます。

No.	ページ	項目名	意見等	市の考え方
95	3	6 (6) 相談 体制の 充実	6 (6) 相談体制の充実 充実の中身を具体的に明記して欲しい。相談窓口の周知とあるので、具体的に記して下さい。救済できる窓口を上げて欲しい。	具体的な取組に関しましては、個別の計画や施策・取組における検討課題だと考えますので、原案をもとに条例案の作成を進めてまいります。
96	3	6 (6) 相談 体制の 充実	6 施策・取組 (6) 相談体制の充実では、子どもたちに権利が守られていくためには相談窓口の周知だけでなく、独立した相談窓口を市の責任で設置するべきではないか？	具体的な取組に関しましては、個別の計画や施策・取組における検討課題だと考えますので、原案をもとに条例案の作成を進めてまいります。
97	3	6 (6) 相談 体制の 充実	「(6) 相談体制の充実」について 「こどもオンブズマン」や「こどもオンブズパーソン」の設置には取り組まないのでしょうか。	子どもの権利侵害に対する救済や支援の取組に関しては、個別の検討課題と考えますので、原案をもとに条例案の作成を進めてまいります。
98	3	6 (6) 相談 体制の 充実	相談体制の整備のみで人権擁護・権利救済の明記がないのはなぜですか？ *参考：武蔵野市子どもの権利条例 (子どもの権利擁護の仕組み) 第27条 市長は、子どもの権利を守るとともに、子どもの権利が侵害された場合の救済を行うことを目的とし、市長の附属機関として、武蔵野市子どもの権利擁護委員(以下「擁護委員」といいます。)をおきます。	子どもの権利侵害に対する救済や支援の取組に関しては、個別の検討課題と考えますので、原案をもとに条例案の作成を進めてまいります。
99	3	6 (6) 相談 体制の 充実	相談体制の整備のみで人権擁護・救済の明記がないのはなぜですか？ *参考：桑名市こどもの権利条例 (こどもの権利擁護委員会の設置) 第23条 市は、こどもの権利侵害に対する救済又は回復等を目的として、こどもの権利を擁護する機関(以下、「こどもの権利擁護委員会」といいます。)を設置し、その活動を支援します。	子どもの権利侵害に対する救済や支援の取組に関しては、個別の検討課題と考えますので、原案をもとに条例案の作成を進めてまいります。
100	3	6 (6) 相談 体制の 充実	「7 計画・推進」の(1)計画の策定等は、(1)計画の作成、(2)計画の推進、(3)検証の3項目に区分し、それぞれについて記載すべきと思います。	御意見を参考に、具体的な表記については、今後条例案を作成する段階で検討します。

No.	ページ	項目名	意見等	市の考え方
101	3	7 (1) 計画の 策定等	7 計画・推進(1) 計画の策定等 「子どもに関する施策の実施状況について、…定期的な検証を行うこと」とありますが、「定期的な検証を行い、それを公表すること。それに基づき、改善を行うこと」が必要だと考えます。	御意見を参考に、具体的な表記については、今後条例案を作成する段階で検討します。
102	3	7 (1) 計画の 策定等	7 計画・推進(1) 計画の策定等の後半項で「定期的な検証を行うこと」とあります。検証結果を前項の「計画を定め」に反映、継続的改善に繋げる文言を加えてくださいという意見です。	御意見を参考に、具体的な表記については、今後条例案を作成する段階で検討します。
103	3	7 (1) 計画の 策定等	7 計画・推進(1) また、検証結果の報告についても明記してくださいという意見です。	御意見を参考に、具体的な表記については、今後条例案を作成する段階で検討します。
104	3	7 (1) 計画の 策定等	7 (1) 子ども・子育て会議において定期的な検証を行うこと。 →～行い公表することと改めて下さい。	御意見を参考に、具体的な表記については、今後条例案を作成する段階で検討します。
105	3	7 (1) 計画の 策定等	「7 (1) 計画の策定等」の文章について、「……の計画を定めること。」に引き続き「計画を定めるに当たり、子どもが主体的に参加し、意見表明の機会が出された子どもの意見を尊重するように努める。」という記述を追加していただくようにお願いします。	御意見を参考に、具体的な表記については、今後条例案を作成する段階で検討します。
106	3	7 (1) 計画の 策定等	7 計画・推進について、(1) 計画策定 (2) 計画推進 (3) 計画検証と明記しないのはなぜですか？PDCAサイクルの大切な部分である。(議会への報告も含めて)	計画の推進に関しては「5 (1) 市の役割」に規定していることから、原案をもとに条例案の作成を進めてまいります。
107	3	7 (1) 計画の 策定等	7 計画・推進(1) 計画の策定等 検証を計画の策定等を行った、同じ子ども・子育て会議では、だめだ。別の第三者委員会等を設置すべきだ。	子ども・子育て支援法に「当該市町村における子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項及び当該施策の実施状況を調査審議すること」(第72条第1項)として、子ども・子育て会議の役割が定められていますので、原案をもとに条例案の作成を進めてまいります。

No.	ページ	項目名	意見等	市の考え方
108	3	7 (2) 広報及び啓発	「7(2) 広報及び啓発」について 広報と啓発だけになっていますが、他自治体であるように「こども条例の日」を設定するなどして、学校などで年に1回、条例について学ぶ日をもってはどうかと考えますので、「・学校等でこども条例を学ぶ日を持つ。」を追記してはどうでしょうか。	御意見を参考に、具体的な表記については、今後条例案を作成する段階で検討します。
109	-	全般	子どもの権利条約の基本原則 1、差別の禁止 2、児童の最善の利益 3、生命生存及び発達に対する権利 4、児童の意見の尊重 が含まれておりません。 子どもの為の条例のはずが、子どもを守る内容が見えません。 もう一度、深く丁寧に議論いただきたいと思ひます。	児童の権利に関する条約の4つの原則についても考慮した上で検討を行っていますが、具体的な表記については、今後条例案を作成する段階で検討します。
110	-	全般	子どもの権利条約の4つの基本原則に関する明記や説明がないのはなぜですか？ 1 差別の禁止 (2条) 2 児童の最善の利益 (3条) 3 生命、生存および発達に対する権利 (6条) 4 児童の意見の尊重 (12条) 子ども施策のすべての理念の元となります。	児童の権利に関する条約の4つの原則についても考慮した上で検討を行っていますが、具体的な表記については、今後条例案を作成する段階で検討します。
111	-	全般	骨子案全体として、子どもの権利条約の4つの基本原則にのっとっていない。4つの基本原則の明記がないのはなぜですか？ 1 差別の禁止 (2条) 2 児童の最善の利益 (3条) 3 生命、生存および発達に対する権利 (6条) 4 児童の意見の尊重 (12条) 子ども施策のすべての理念の元となります。	児童の権利に関する条約の4つの原則についても考慮した上で検討を行っていますが、具体的な表記については、今後条例案を作成する段階で検討します。
112	-	全般	こどもに1回だけのアンケートだと思ひますが、不十分だと思ひます。もっとこどもの声を聞いてください。	御意見は、今後の施策・取組を検討する上での参考とさせていただきます。
113	-	全般	子どもたちへのウェブアンケート等だけでは、こども基本法に定められている、こども等の意見の反映が十分とは言えないのではないかと？	子どもだけでなく、子育て当事者、子育て支援関連団体等、様々な立場の方たちから広く意見聴取を実施しており、また、骨子案に関して、子どもたちからの意見募集を実施しています。
114	-	全般	子どもたちにアンケートを取ったのに骨子案について子どもたちへの周知が不十分に感じる。	骨子案に関して、子どもたちからの意見募集を実施しています。
115	-	全般	骨子案はこども達の目に届いていますか？	骨子案に関して、子どもたちからの意見募集を実施しています。

No.	ページ	項目名	意見等	市の考え方
116	-	全般	子どもたちの意見聴取について（こども基本法11条） 子どもたちにわかりやすい説明資料を準備し、子どもたちからの意見聴取に取り組んでいますか？ *子どもたちへの説明資料があれば、広く市民にご提示ください。	骨子案に関して、子どもたちからの意見募集を実施しており、説明資料やルビ付きの骨子案も合わせて提供しています。
117	-	全般	条例文全体の文末が「～こと」になっているのがとても堅くあたたかみを感じられません。条例文というのはこうゆうものなのでしょうか。「～です」「～ます」に言い換えられないのでしょうか。「努めます」「取り組みます」「推進します」などに。	御意見を参考に、具体的な表記については、今後条例案を作成する段階で検討します。
118	-	全般	子どもの意見の反映について 2024年1月、2月に実施した子どもたちへのアンケート調査（高校生・一般も含む）の結果は、どのように骨子案に反映されていますか？ *こども基本法11条：国及び地方公共団体は、こども施策を策定し、実施し、及び評価するに当たっては、当該こども施策の対象となるこども又はこどもを養育する者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。	「4 子どもの大切な権利」や「6 施策・取組」の検討において参考としています。
119	-	全般	子どもに対する条例なので、子どもが読んで理解できるようにしてほしいです。	子どもたちが理解しやすい表現で周知・啓発を行ってまいります。
120	-	全般	公開されている骨子案にはルビもなく、外国にルーツを持つ方や子どもたちのための配慮が不十分であると感じる。	外国にルーツのある子どもも含め、子どもたちが理解しやすい表現で周知・啓発を行ってまいります。
121	-	全般	ルビをふったものが出来上がるのでしょうか？	外国にルーツのある子どもも含め、子どもたちが理解しやすい表現で周知・啓発を行ってまいります。
122	-	全般	全て大人の目線で書かれています。P1の3, 4項目はこどもが理解できる言葉を使ってください。	御意見を参考に、具体的な表記については、今後条例案を作成する段階で検討します。また、外国にルーツのある子どもも含め、子どもたちが理解しやすい表現で周知・啓発を行ってまいります。
123	-	全般	主語がなく具体的な内容がみえません。	御意見を参考に、具体的な表記については、今後条例案を作成する段階で検討します。
124	-	全般	条例が条例だけに終わらないよう、条例をもとに具体的に何をどのように取り組んでいくか、提示も望みます。	具体的な取組に関しましては、個別の計画や施策・取組における検討課題だと考えますので、原案をもとに条例案の作成を進めてまいります。

No.	ページ	項目名	意見等	市の考え方
125	-	全般	「こども」表記の推奨について、令和4年9月に各府省庁担当あてで『「こども」表記の推奨について』の依頼文（別添：添付資料1）が当時のこども家庭庁設立準備室から発出されています。条例骨子案策定の際に、「こども」の表記について検討されたのでしょうか。また判断基準についての説明も添付されていますが、その内容について、市はどのように考えた上で骨子案を作成したのか説明されるべきです。	御意見を参考に、具体的な表記については、今後条例案を作成する段階で検討します。
126	-	全般	こどもの「子」が漢字になっている意図を教えてください。	御意見を参考に、具体的な表記については、今後条例案を作成する段階で検討します。
127	-	全般	仮称として「鈴鹿市子ども条例」とあります。この条例の理念を表すためには「鈴鹿市こどもの権利条例」としてください。条項3の基本理念でも示す内容を名称で明確にすること、日本国憲法、児童の権利に関する条約、こども基本法等の理念に基づくことあります。こども基本法の中でも、日本国憲法及び児童の権利に関する条約の精神にのっとりあることから条項の中で「子どもを権利の主体として尊重」とあります。「子ども」を「こども」とする意見も「こども基本法」の精神に基づいての意見です。	御意見を参考に、具体的な表記については、今後条例案を作成する段階で検討します。
128	-	全般	子どもへの説明・意見表明の機会提供・意見の反映はできていますか？ （こども基本法11条「国及び地方公共団体は、こども施策を策定し、実施し、及び評価するに当たっては、当該こども施策の対象となるこども又はこどもを養育する者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。」（※参考：□ジャー・ハートは、参画の8段階において、鈴鹿市の取り組みは下から2段階の「お飾りの参画」であり、意見が反映されているとは	骨子案に関して、子どもたちからの意見募集を実施しています。
129	-	全般	市民への説明・協働はできていますか？（市民公募がありませんでした） （「鈴鹿市まちづくり基本条例」に基づいた策定作業とは考えられない。第7条 市民、市議会及び市は、相互に理解を深め合い、信頼関係を築き、それぞれの立場を尊重しながら、果たすべき役割及び責任を分担しつつ、協力し合い、まちづくりを進めるものとします。）	条例の制定を進めるに当たり、鈴鹿市子ども・子育て会議において条例検討部会を設置し、子どもの意見聴取の手法や条例に盛り込まれることが望ましい事項について検討を重ねてまいりました。また、子どもや子育て当事者、子育て支援関連団体等、様々な立場の方たちから広く意見聴取を実施しています。
130	-	全般	子ども・子育て会議 鈴鹿市子ども条例（仮称）検討部会について。検討部会の委員への事前レクチャーは丁寧に行われていますか？（会議資料は会議開催前に委員各位に配布していましたか？会議当日に配布していませんか）	条例検討部会では、様々な資料をもとに委員の方々の理解促進に努めながら、子どもの意見聴取の手法や条例に盛り込まれることが望ましい事項について、検討を重ねてまいりました。

No.	ページ	項目名	意見等	市の考え方
131	-	全般	子ども・子育て会議 鈴鹿市子ども条例（仮称）検討部会について。検討部会の委員への事前レクチャーは丁寧に行われていますか？（会議資料は会議開催に事前に委員各位に配布していましたが？会議当日に配布していませんか）	条例検討部会では、様々な資料をもとに委員の方々の理解促進に努めながら、子どもの意見聴取の手法や条例に盛り込まれることが望ましい事項について、検討を重ねてまいりました。
132	-	全般	検討部会の意見はどのように骨子案に反映されていますか？（議事録を確認すると、会議での意見が骨子案に反映されているように思えません。）	条例検討部会では、主に子どもの意見聴取の手法や条例に盛り込まれることが望ましい事項について、検討を重ねており、委員の方々の御意見も参考に、骨子案を作成しています。
133	-	全般	検討部会の委員からの意見はどのように骨子案に反映されていますか？（議事録を確認すると、会議での意見が骨子案に反映されているように思えません。）	条例検討部会では、主に子どもの意見聴取の手法や条例に盛り込まれることが望ましい事項について、検討を重ねており、委員の方々の御意見も参考に、骨子案を作成しています。
134	-	全般	検討部会には、子どもの権利条約、子どもの権利条例及び、こども基本法の専門知識をもった有識者がいましたか？	条例検討部会の委員は、鈴鹿市子ども・子育て会議の構成委員から選出しており、御意見の有識者はいません。
135	-	全般	パブリックコメントの閲覧場所について 閲覧場所が、子ども政策課（市役所本館11階）、総務課（市役所本館4階）、地区市民センター、市ウェブサイトとなっていますが、子育て支援センター・小中学校・放課後児童クラブ等は閲覧場所となっていないのはなぜでしょうか？また、市役所西館1階・2階の子ども家庭支援課は閲覧場所になっていますか？	今回の骨子案に係る意見募集は、鈴鹿市意見公募手続要綱に基づき実施しています。
136	-	全般	市民との協働について 広報やHP等での市民への説明・意見交換会やワークショップの開催等、市民との協働はできていますか？（市民公募がありませんでした） （「鈴鹿市まちづくり基本条例」に基づいた策定作業とは考えられない。第7条 市民、市議会及び市は、相互に理解を深め合い、信頼関係を築き、それぞれの立場を尊重しながら、果たすべき役割及び責任を分担しつつ、協力し合い、まちづくりを進めるものと	条例の制定を進めるに当たり、鈴鹿市子ども・子育て会議において条例検討部会を設置し、子どもの意見聴取の手法や条例に盛り込まれることが望ましい事項について検討を重ねてまいりました。また、子どもや子育て当事者、子育て支援関連団体等、様々な立場の方たちから広く意見聴取を実施しています。
137	-	全般	条例が出来ることで具体的に変わることを教えてください。	子どもの権利擁護の機運を高め、地域社会全体で子どもの健やかな育ちを支え合う意識の醸成を図るため、子どもの権利保障や子ども・子育て支援に関する取組に関し、それぞれの役割において普遍的に推進してまいります。

No.	ページ	項目名	意見等	市の考え方
138	-	全般	「鈴鹿市まちづくり基本条例」の理念から、今回の「鈴鹿市子ども（の権利）条例（仮称）」に関する策定は、市民と協働で行うことが重要であると考えます。また、こども基本法（11条）には子どもたちの参画が重要であり、地方自治体にはその義務がある。このことから、鈴鹿市子ども（の権利）条例（仮称）についての市民への説明会、ワークショップを開催することを希望します。	御意見は、今後の周知・啓発の取組において参考とさせていただきます。
139	-	全般	本来子どもの意見を十分きいて、策定された骨子案であることが望ましい。鈴鹿市はその段階をふんでないことが残念である。また市民レベルでの議論もされてないに等しいと感じている。議論を極力避けての条例づくりに見える。過去の経験から学ぶ条例づくりをしてほしかった。	御意見は、今後の施策・取組を検討する上での参考とさせていただきます。
140	-	全般	この条例の目的、理念の示すところを体現するような条例作りをしていただきたく制定のためのロードマップの見直しをして下さい。制定の期日に目標をもつことは必要と考えますが、期日ありきでなく、児童の権利に関する条約の精神及び日本国憲法、こども基本法に則した条例づくりを進めていくという意見です。	御意見として賜ります。
141	-	全般	条例案には、「前文」を明記してください。	前文については、今後条例案作成に合わせて検討を行っていく予定です。
142	-	全般	導入というか、前文があってもいいかなと思いました。なぜこども条例を作るのか、誰のために作るのか、作るにあたっての経緯の説明などを入れて。	前文については、今後条例案作成に合わせて検討を行っていく予定です。
143	-	全般	前文の明記がないのはなぜですか？（条例のメッセージとなる前文がない。（部会でも協議していない））	前文については、今後条例案作成に合わせて検討を行っていく予定です。
144	-	全般	前文の明記がないのはなぜですか？そもそも、協議していますか？（条例の重要なメッセージとなる前文について）	前文については、今後条例案作成に合わせて検討を行っていく予定です。
145	-	全般	是非前文を骨子案の段階から載せてほしかった。この条例を制定する鈴鹿市にとっての意義、必要性、市長、担当課の熱意などを感じたかった。それが市民へのアピールともなる。骨子案のみからは何も感じ取れず残念。全員協議会の映像をみたが、市の熱意、担当課の熱意が微塵も感じられず、残念です。	前文については、今後条例案作成に合わせて検討を行っていく予定です。
146	-	全般	骨子案の条項は目的から始まっていますが、鈴鹿市にこの条例を制定する意義等を「前文」として示してほしい。	前文については、今後条例案作成に合わせて検討を行っていく予定です。

No.	ページ	項目名	意見等	市の考え方
147	-	全般	この条例には、「全文」はないのですか？	前文については、今後条例案作成に合わせて検討を行っていく予定です。
148	-	全般	理念条例であることは分かりますが、鈴鹿の未来を作るために必要と考える条例であることが記された前文が欲しいです。	前文については、今後条例案作成に合わせて検討を行っていく予定です。
149	-	全般	前回提出させていただいた意見にも記載しましたが、今回の骨子案は主語が少なく、抽象的な表現になっています。そこで、今回のパブリックコメントを受けて条例案を作成していただいたら、市議会へ提出される前に再度市民を対象としたパブリックコメントに掛けていただくようにお願いします。	条例骨子案では、目的や基本理念、それぞれの役割や施策・取組など、具体的な内容について示しています。今後、条例案において大きく変更を伴うものではないため、再度の意見募集は予定していません。
150	-	全般	令和6年8月16日の市議会全員協議会の傍聴者用の資料「鈴鹿市子ども条例（仮称）骨子案について」では、「1 目的」が5行、「2 背景」が12行ある。しかし、パブリックコメントでは「1 意見募集内容」が3行あるだけである。有権者が選挙で選んだ全議員に説明できる内容を、なぜ、パブリックコメント対象者には説明しないのか全く理解できない。このようなパブリックコメントの方法では、職員のプライド、本気度、熱意などが伝わってこない。「意見募集は形式的に実施しておくだけのもの」と職員が軽視しているのではないかと誤解されてしまう。条例案作成後も目的や背景なども説明し、必ずパブリックコメントを実施していただきたい。	条例骨子案では、目的や基本理念、それぞれの役割や施策・取組など、具体的な内容について示しています。今後、条例案において大きく変更を伴うものではないため、再度の意見募集は予定していません。
151	-	全般	パブリックコメントについて 今回の骨子案には、子どもたちへの説明資料も無ければ、骨子案にルビもない。このような状態で子どもたちから意見を聴取したといえるのだろうか？「鈴鹿市子ども（権利）条例」（素案）に関しても、パブリックコメントを実施することを希望します。（子どもたちへの説明資料も準備することを希望します。） *参考：東京都北区子どもの権利と幸せに関する条例 パブリックコメント「子ども向け わかりやすい版」「北区子どもの権利と幸せに関する条例（じょうれい） 基本的な考え方」	条例骨子案では、目的や基本理念、それぞれの役割や施策・取組など、具体的な内容について示しています。今後、条例案において大きく変更を伴うものではないため、再度の意見募集は予定していません。
152	-	全般	条例素案のパブコメの実施を要望します。	条例骨子案では、目的や基本理念、それぞれの役割や施策・取組など、具体的な内容について示しています。今後、条例案において大きく変更を伴うものではないため、再度の意見募集は予定していません。
153	-	全般	骨子案の段階でしかパブリックコメントをしないのは市民の意見を十分取り入れているとは言えないのではないかと？	条例骨子案では、目的や基本理念、それぞれの役割や施策・取組など、具体的な内容について示しています。今後、条例案において大きく変更を伴うものではないため、再度の意見募集は予定していません。

No.	ページ	項目名	意見等	市の考え方
154	-	全般	鈴鹿市においては、新たな条例を制定する場合、条例案が作成できた段階で、条例案について意見募集するのが普通の手順だと思っています。今回の骨子案では、主語が少なく、抽象的な表現が多くなっていると思うことから、今回の意見募集の結果を受けて作成された条例案について、再度意見募集をされるのでしょうか。（条例案ができた段階で、再度意見募集されることを望みます。）	条例骨子案では、目的や基本理念、それぞれの役割や施策・取組など、具体的な内容について示しています。今後、条例案において大きく変更を伴うものではないため、再度の意見募集は予定していません。
155	-	全般	「鈴鹿市意見公募手続き要綱」の第5条2項では、「(1) 計画の策定等の案の趣旨、目的及び背景」を記載するように求めています。しかしながら、今回出された「鈴鹿市子ども条例（仮称）骨子案」にはこの記述に相当するもの（前文）が見当たりません。どのようなお考えなのか教えてください。	今回のパブリックコメントの対象は条例骨子案であり、骨子案で具体的に示した目的や基本理念、それぞれの役割や施策・取組などについて、意見募集を行っています。 前文については、今後条例案作成に合わせて検討を行っていく予定です。
156	-	全般	令5.10からスタートした「鈴鹿市子ども条例（仮称）」の策定作業についての説明がない。なぜ策定過程における説明資料がなかったのですか？	今回のパブリックコメントの対象は条例骨子案であり、骨子案で具体的に示した目的や基本理念、それぞれの役割や施策・取組などについて、意見募集を行っています。
157	-	全般	令5.10からスタートした「鈴鹿市子ども条例（仮称）」の策定作業について、策定過程における説明資料がないのは、なぜでしょうか？ （いつ、だれが、どこで、どのような話し合いの中で骨子案を策定したのか、鈴鹿市のHPを検索しても情報が一元化されていない。桑名市子どもの権利条例のパブリックコメントをご参照ください。パブリックコメント／桑名市議会 (kuwana.lg.jp)）	今回のパブリックコメントの対象は条例骨子案であり、骨子案で具体的に示した目的や基本理念、それぞれの役割や施策・取組などについて、意見募集を行っています。
158	-	全般	令和6年2月28日開催の「鈴鹿市子ども条例（仮称）」意見交換会の会議録は、ネット上で公開されていなかったため、情報公開条例の手続きをして、情報共有しなければならなかった。パブリックコメントを提出する前に、どのような意見があったのか知りたかったのだが、非常に残念だった。また、検討部会の委員さんだけに会議録をメールで送り、第5回鈴鹿市子ども・子育て会議（令和6年4月18日）に資料として提出されていなかった。条例の意思形成過程において、一部の人たちだけ、情報を共有するということは、あってはならない。意見交換会には、8団体12名が参加されていて、会議録に貴重な意見が記録されている。この会議録を今後、活用していただきたい。	意見交換会での御意見の一覧につきましては、現在、市ウェブサイトにおいて公表しているところです。各団体の皆様からいただいた御意見を参考に、今後、具体的な施策・取組を検討してまいります。

No.	ページ	項目名	意見等	市の考え方
159	-	全般	今年5月18日に、国会参議院本会議で民法が改正されて、国が夫婦の離婚後の共同親権を導入するという刷新的な内容が取り入れられていない。鈴鹿市子ども条例（仮称）骨子案の全体を通して、子が居る夫婦の離婚後の子の養育の保護者ではなく両親の役割について指摘されていない。従来の日本の親権制度においての、離婚後の離れて暮らす親子の「親子交流」について、両親の義務と責任を追記すべきと思います。	具体的な取組に関しましては、個別の計画や施策・取組における検討課題だと考えますので、原案をもとに条例案の作成を進めてまいります。
160	-	全般	令和6年8月16日の市議会全員協議会で出た意見は、見送ることなく、しっかり条例案に反映していただきたい。また、条例案作成後にも、正副議長だけに説明するのではなく、全議員に説明して、意見を聴取していただきたい。	御意見として賜ります。
161	-	全般	パブリックコメントの取り扱いについて 「子ども・子育て会議 鈴鹿市子ども条例（仮称）検討部会」に意見をすべて挙げ、検討部会での議論と意見を受けて回答案を作成すべきです。	御意見として賜ります。

■一般的な意見として取り扱うもの(パブリックコメントの意見として取り扱わないもの)

下記の意見は、本案に直接関係のない御意見であるため、市に対する一般的な御意見として取り扱わせていただきます。

No.	意見等
1	子どもの安全のためにも、新型コロナワクチンは「ダメ・ゼッタイ」「打たない、打たせない、持ち込まない」に取り組むべき。特にレプリコンワクチンのように、シェディングによって周囲の人間まで巻き込んで危険にさらすことが懸念されているワクチンは、絶対に禁止すべき。他の子どものための活動がすべて台無しになるほどのリスクがある。地方自治一括法により国と自治体とは対等であるはずなので、自治体としての科学的見解をもち、人道にもとづいた判断をすべき。
2	計画・推進において、「子どものため」を理由に、保護者等にPTA等への活動への参加を強要することがないよう、自治体としても対策すべき。ご存じかとは思いますが、鈴鹿はPTAの評判が非常に悪い。PTAへの加入を事実上強要している場合もあるし、加入前から加入後の案内を送っている場合もある。このような犯罪(刑法223条違反)を許しては、子どもへの直接的な悪影響があるばかりか、PTA運営においても「やらされている」人間による活動となってしまうため、まともな運営ができるとは思えない。
3	市外だからといって、個人の意見を提出する意見書に学校名・就業先名称を書かせる必要性が分からない。個人の意見が書きにくくなるので、学校名・就業先名称の記入は任意とすべき。(団体を代表して意見を提出する場合にのみ書くこととする)
4	匿名での意見も受け付けるべき。匿名を区別して管理するのはいいと思う。 匿名での意見を受け付けていないと、名前を名乗ることによる自治体からの報復等の不利益を恐れて意見をかけない人もいる。また、それでも意見を出したい場合に偽名を使われる恐れもある。